

「厳重警戒」での感染防止対策

第6波・感染急拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、本県独自の「警戒領域」において基本的な感染防止対策の徹底をお願いし、感染再拡大の防止に努めてきたところであります。

しかし、全国的に「オミクロン株」により、新規陽性者数は急激な増加が続いており、本県におきましても、本日1月14日には1,317人と、脅威的な感染拡大となっており、大変厳しい状況であります。直ちに医療提供体制が逼迫する状況ではありませんが、今後、社会・経済に大きな影響が出てくることが懸念されます。

このため、県民・事業者の皆様には、県をまたぐ不要不急の移動は控えていただくとともに、会食・飲食する場合は、同一グループで同一テーブルに4人までとするなど、「厳重警戒」での感染防止対策の徹底をお願いします。

本県におきましては、ワクチンの3回目接種について、医療機関に勤務する医療従事者の同居家族及び基礎疾患を有する方に対しても接種間隔を6か月に前倒して接種を行うとともに、1月24日からは、大規模集団接種会場を開設し、接種の加速化を図ることといたしました。

寒波の到来など本格的な冬に入り、感染症が流行しやすい季節となり、受験シーズンも本番を迎えます。今後、さらに感染拡大が懸念されますので、特に、若い世代の皆様は、改めて基本的な感染防止対策を徹底してください。

今後も、感染状況に応じ必要な対策を適時適切に講じてまいりますので、オール愛知一丸となって、この第6波を抑制、克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 **実施区域** 愛知県全域
- 2 **実施期間** 1月15日（土）～
- 3 **要請事項** 別紙『「厳重警戒」での感染防止対策』にご協力をお願いします。

2022年1月14日
愛知県知事 大村 秀章

「**嚴重警戒**」での感染防止対策

第6波・感染**急**拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：**2022年1月15日(土)～**

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(同居家族等は除く)、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。

- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(同居家族等は除く)

※「あいスタ認証店」において、5人以上の入店案内を行う場合は、ワクチン・検査パッケージ制度を活用することを推奨します。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。
- 高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑧ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑨ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑩ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑪ 学校等での対応

- 感染の急拡大を抑制するため、学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中的会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事は、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で適切に実施するようお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。

○新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。重症化リスク等のある次の方については、本県独自の取組として接種間隔を6か月に前倒し、3回目接種を迅速に進めます。

・医療機関に勤務する医療従事者の同居家族

・基礎疾患を有する方

○また、6か所の大規模集団接種会場を開設し、3回目接種の加速化を図ります。

○感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

○飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。

○県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。

○感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に飲食などで居残っている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、酒し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、恒常的な食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり声帯が乾きやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしで近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ粒子感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり密閉空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の急変により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表2 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし: 100% 大声あり: 50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1) 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2) 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※イベント開催に当たっては、別紙「イベント開催時における必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる *大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 *適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 *室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 *屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 *必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	□チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請・カラオケ設備利用自粛要請)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請・ カラオケ設備利用自粛要請)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業 時間短縮要請)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮 要請)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッ ケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
三河窯業試験場	0566-41-0410		
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
食品工業技術センター	052-325-8091		
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		中小・小規模企業対策全体
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		中小・小規模企業対策全体
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
診療・検査医療機関（公表の了承の得られた医療機関）	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 （コールセンター） 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間（午前8時45分～午後5時）	一宮市
	052-856-0315	夜間（午後5時～翌午前8時45分）	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 （コールセンター） 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城市地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	